

定 款

PHCホールディングス株式会社

PHCホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、PHCホールディングス株式会社と称し、英文ではPHC Holdings Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。

- (1) 電気・通信・電子並びに照明機械器具の製造、販売
- (2) 医療・保健・衛生用機械器具並びに医薬品の製造、販売
- (3) 歯科補綴物・歯科技工製品等の製作、販売
- (4) 光学並びに精密機械器具の製造、販売
- (5) セラミックス製・合成樹脂製の機械器具部品、燃料・燃焼機械器具並びにその原材料の製造、販売
- (6) 木材・合成樹脂を素材とする建築材料・エクステリア製品・輸送運搬用容器の製造、販売
- (7) 病理に関する機器・消耗品・スライドガラスの輸入、製造、販売
- (8) 毒劇物の輸入、製造、販売
- (9) フロンガスの充填、回収
- (10) その他の機械器具の製造、販売
- (11) 前各号の製品に関する工事並びにその他の建設工事の設計、施工、監理、請負
- (12) コンピュータ及びその周辺機器に関するソフトウェアの開発、販売並びに情報処理・情報提供サービス、インターネットを利用した情報通信サービス
- (13) マルチメディア関連の画像・映像・音声等のデータの加工、制作、販売
- (14) 不動産の管理・賃貸に関する事業
- (15) 医療検査、臨床検査等の検査・分析業
- (16) 食品、食品添加物、医薬品、工業薬品等の検査・分析業
- (17) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

- 2 当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯又は関連する一切の事業（前項各号に関する特許権・著作権等の知的財産権の管理、使用許諾、販売を含む）を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機 関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億6000万株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は3名以上とする。

(選 任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選 任)

第 38 条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配

当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

第 8 章 附 則

(効力発生)

定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、令和 6 年 3 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

以上

(平成 27 年 6 月 25 日変更)

(平成 28 年 10 月 1 日変更)

(平成 29 年 6 月 29 日変更)

(平成 30 年 4 月 1 日変更)

(令和元年 6 月 13 日変更)

(令和元年 8 月 1 日変更)

(令和 2 年 6 月 25 日変更)

(令和 3 年 8 月 13 日変更)

(令和 3 年 8 月 21 日変更)

(令和 3 年 9 月 7 日変更)

(令和 4 年 9 月 1 日変更)

(令和 5 年 6 月 23 日変更)